

平成 30 年 6 月
一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会

特定既存住宅情報事業に関する 相談又は苦情に応ずるための体制及び公表の方法

特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程第四条第三項第十一号の規定による、相談又は苦情（以下「相談等」という）に応ずるための体制及び第十二条に規定する公表の方法は下記のとおりです。

記

<相談体制> 受付窓口：一般社団法人 日本住宅リフォーム産業協会 事務局

受付電話番号：03-5541-6050 FAX：03-5541-0127

問合わせ：<https://www.jerco.or.jp/contact/>

<公表方法>

ホームページアドレス：<http://www.jerco.or.jp/>

下記受付時間内において電話による相談等に応ずる。

当協会ホームページ内の問合わせフォームからの相談等に応ずる。

当協会ホームページ内に公表する。

※受付時間：月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時（土日祝祭日を除く）

※事務局職員 4 名（うち宅地建物取引士 1 名）が相談等に応ずる。

【相談に応ずる事務局職員】

内山岳彦、相馬康男、小西利香、松岡千晶

（平成 30 年 6 月末現在）

以上